

## 船舶事故調査報告書

平成24年11月29日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）  
 委 員 庄 司 邦 昭  
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成23年11月8日 01時05分ごろ
発生場所	富山県伏木富山港富山区 富山市所在の四方港沖防波堤東灯台から真方位017° 1,550m付近 （概位 北緯36°46.4′ 東経137°11.8′）
事故調査の経過	平成23年11月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 第八鋼運丸、498トン 134849、坂本海運株式会社 76.43m×12.00m×7.00m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成7年2月16日
乗組員等に関する情報	船長 男性 72歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和43年1月26日 免状交付年月日 平成21年3月12日 免状有効期間満了日 平成26年5月10日
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 定置網 網が破損、固定索が切断
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、新潟県直江津市直江津港を出港し、船長が、出港時から単独の船橋当直に就いて伏木富山港伏木区に向かい、伏木富山港富山航路東方の錨地で入港時間の調整のために錨泊待機することにしたが、同錨地の沖に差し掛かったとき、3海里（M）レンジとしたレーダーにより、同錨地には既に約5～6隻の船舶が錨泊しているのを確認したので、富山航路の西方で錨泊することにした。 船長は、富山航路の西方から伏木区にかけて定置網が数か所に設置されていることを知っていたものの、最も東側に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）は、富山航路からかなり距離を隔てた所に設置されているものと思い、同航路と本件定置網との間で錨泊

	<p>することにし、一等航海士ほか1人を船首配置に就け、船首甲板の照明灯を点灯して同航路の西方に向けて約5.0ノットの速力で手動操舵により南西進した。</p> <p>船長は、富山航路の西方に漁船が約5～6隻おり、左舷前方にいた1隻が投網しながら接近して来たので、同漁船を避けるために機関を停止し、同漁船に注意しながら惰力で航行した。</p> <p>船長は、他の漁船も操業していたので、富山航路西方での錨泊を諦め、機関を前進にかけて右転を始めたところ、平成23年11月8日01時05分ごろ、船首配置の一等航海士から本件定置網に乗り入れている旨の報告を受けたので、右舵一杯を取って反転し、02時30分ごろ伏見区沖において漂泊した。</p> <p>本船は、07時30分ごろ伏見区万葉岸壁に着岸した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮高 約32cm</p>
その他の事項	<p>船長は、内航船の船長として約24年間乗船し、本船には平成20年1月から船長として乗船しており、伏木区への入港経験は豊富であったが、富山区へ入港することは余りなく、また、伏木区への入港時間調整のために錨泊するときには、伏木区沖には適当な錨地がないので、ふだんは富山航路東方の錨地で錨泊していた。</p> <p>船長は、レーダーを0.75Mレンジにすれば、定置網の標識などが探知できるので、ふだんは錨泊するとき、3Mレンジから0.75Mレンジに切り替えて錨地付近の状況を確認していたが、本事故当時は、投網中の漁船に注意を向けていたので、0.75Mレンジに切り替えていなかった。</p> <p>本件定置網は、毎年10月から翌年7月の間、富山市四方漁港北北東方1M付近の南北約700m及び東西約100～150mの範囲内に設置されており、本件定置網の北側の両端と南側の西端に標識灯が設置されていた。</p> <p>船首配置の一等航海士は、船首付近の海面で異音がするのが聞こえたので、本船が網の中に進入していることを船長に報告した。また、船長は、定置網の標識灯に気付かず、一等航海士からの報告により、定置網へ進入したことを知った。</p> <p>本船は、タイヤチップ約1,530tを積載し、船首約3.20m及び船尾約4.50mの喫水であった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析 本船は、伏木富山港富山航路西方の錨地に向けて南西進中、船長が、投網中の漁船に注意を向け、レーダーを0.75Mレンジに切り</p>

	替えるなどして見張りを適切に行っていなかったことから、本件定置網に進入して本件定置網を損傷したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、夜間、本船が、伏木富山港富山航路西側の錨地に向けて南西進中、船長が、投網中の漁船に注意を向け、レーダーを0.75Mレンジに切り替えるなどして見張りを適切に行っていなかったため、本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定置網の周囲には、漁具の標識が設置されているので、目視及びレーダーにより定置網の設置場所を確実に確認すること。</li> <li>・ 定置網が設置されている海域で錨泊する場合は、定置網から十分に隔てた錨地を選定すること。</li> </ul>